

佐倉市産業振興条例素案 概要図

【平成21年10月21日】

目的

産業振興に関する
基本的事項等

産業基盤の安定・強化や中小企
業の競争力の強化、企業立地
の促進等

地域経済の活性化と
雇用機会の創出等

地域経済の健全な発
展と市民生活の向上

市の責務

- ・施策を一体的・相乗的に実施する。
- ・国、他の地方公共団体、事業者、産業経済団体、大学その他の研究機関との連携を図る。

事業者・産業経済団体の役割

- ・公正で自由な競争を通じて自ら事業の発展及び活性化に努める。
- ・社会的要望に応じて事業を発展させるよう努めるとともに、法令を遵守するよう努める。
- ・地域の産業経済団体等に参加するよう努め、市及び商店会等の行う事業に参加し、協力するよう努めるとともに、自らの活性化及び集客に努める。
- ・産業経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫を支援する活動を行うよう努める。

市民の理解・協力

- ・産業の発展が市民生活の向上及び地域の活性化に寄与することを認識し、地域における産業の振興に関わりを深めるよう努める。
- ・自らの消費行動が地域の産業に与える影響と効果を認識し、地域の商店街等の利用に努める。

基本的理念・施策の基本方針

- ・自主的な努力と創意工夫を基本に公的資金や公的需要に依存しない経済構造の構築を図ること。
- ・市、事業者、産業経済団体の連携による総合的な施策の推進を図ること。
- ・佐倉市の特性に応じた産業の発展を図ること。
- ・既存産業の振興といった内発的振興や企業誘致などといった外発的振興を図ること。
- ・均衡のとれた産業の構造の形成を図ること。
- ・付加価値の改善向上等を志向する中小企業の育成を図ること。
- ・高い経済効果を及ぼす産業の発展を図ること。
- ・成長が期待される産業又は雇用吸収率の高い産業の誘致及び創出を図ること。
- ・基本的かつ総合的施策の大綱を定めること。



具体的な市の取組

- ・ 農業・商業・工業に係る市の取組
- ・ 観光業に係る市の取組
- ・ 伝統工芸に係る市の取組
- ・ 地域ブランドに係る市の取組
- ・ 育成中小企業の支援
- ・ 産業振興及び企業誘致の能力を持った職員の養成並びに確保
- ・ 産業の推進に係る施策を推進するための意見聴取
- ・ 起業・創業等の促進
- ・ 企業立地の促進
- ・ 人材の育成及び確保
- ・ 財政上の措置
- ・ 産学官及び産業間の連携



附則

平成22年4月1日施行

